

生徒指導便り

令和3年 12月

時が過ぎるのも早いもので12月、2021年も最後の月になりました。私個人としては、この1年間もバタバタとしているうちに過ぎ去っているように思います。

新型コロナウイルス感染症関連では熊本は新規感染者が0人の日がかかなり多くなっています。一安心と思いたいところですが新しい変異株「オミクロン株」が日本国内で確認されました。この変異株の特徴は分かっている部分がありますが、感染力が増したり、ワクチンが効きにくくなっている可能性が指摘されています。新しい情報を収集し、できる限りの感染防止対策をみんなで実施していきましょう。

人定では、11月24日(木)に人吉保健所保健予防課から田中綾様・松本昌也様に講師として来校していただき、「受動喫煙とたばこの害」「薬物乱用はダメ。ゼッタイ」という演題で講演をしていただきました。そこで今回は「たばこ」と「薬物乱用」をテーマにしたいと思います。

「たばこ」についてです。結論としては、喫煙をして健康に良いことは何もありません。依存性があり、副流煙で周囲の人にも健康被害をもたらします。近年広がっている加熱式たばこは紙たばこに比べたら周囲の人への健康影響やにおいが少ないだろうという期待から多くの人が使っていますが、販売開始からの年月が浅く、長期使用に伴う健康影響は明らかになっていません。さらに、喫煙をすると脳の血流が減少し知的活動能力が低下します。人定の皆さんは、生涯にわたって健康的な生活を送るためにも、喫煙について真剣

に考えてください。

「薬物乱用」についてです。薬物乱用とは覚醒剤などの禁止されている薬物やシンナーなどの化学物質を不正な目的や方法で使用すること、医薬品を本来の治療目的から外れた用法・用量で使用することです。

熊本県では令和2年度、薬物乱用少年が令和元年度より10人増加して、14人検挙されています。その内の12人が大麻です。若者に広がっていることが分かります。講演会の中であつたとおり、薬物乱用者の再犯率は高く、一度乱用すると、依存から抜け出せず自分の人生・家族の生活を破滅させてしまうものです。もし友達・知人から誘われても絶対に誘いに乗らない。逃げるようにしてください。そのような人間関係は絶ちましょう。分かっているとと思いますが、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」です。

また、睡眠薬や咳止め、風邪薬といった一般用医薬品を乱用し、依存や中毒になっていることが社会問題になっています。医薬品は適切に使わなくてはいけないということを再確認してください。

今年度は卒業予定者が多い年です。4月からは一人暮らしをする人もいるかと思えます。人定を巣立つ前に、もう一度、将来のためにも、たばこ・薬物乱用に関することは自分のこととして考えて欲しいと思います。

●注意・連絡事項●

・新規に就労を希望する場合は早めに担任の先生に相談してください。

子どもたちが加害者になってしまう事案について

子どもたちのインターネットの利用をめぐるトラブルは年々増加しています。トラブルといっても、子どもたちが被害者になるケースばかりではありません。インターネットの利用によって、子どもたちが加害者になってしまう事案もたびたび発生しています。

子どもたちが加害者になってしまう事案には、どのようなものがあるのか

インターネットの利用によって、子どもたちが加害者になってしまう事案の例を3つ紹介します。

有名人のSNSに誹謗中傷を書き込む

「有名人なんだから、悪口を言われてもあたりまえ」「他の人も書いてるし、自分だっていいだろう」と考えて、有名人のSNSに軽い気持ちで誹謗中傷を書き込む人がいます。こうした書き込みは、対象の人物に大きな精神的ショックを与えます。また、過去には、有名人の誹謗中傷を書き込んでいた人が訴えられ、損害賠償を請求されたというケースもあります。



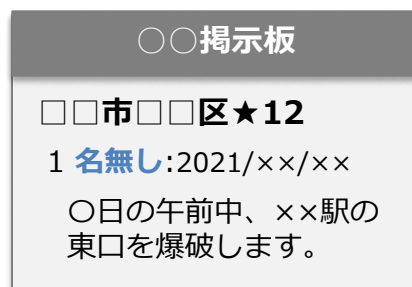
友だちのSNSのアカウントに勝手にログインし、投稿する

友だちのID・パスワードを特定して、SNSのアカウントにログインし、軽いいたずらのつもりで投稿する子どもたちがいます。しかし、他人のID・パスワードを使って、アクセス権限のないサービスにログインすることは「不正アクセス禁止法」によって禁止されており、違反した者は罪に問われてしまいます。



匿名掲示板やSNSに犯行予告を書き込む

いたずらのつもりやストレス発散のためなどに、爆破や殺人などの犯行予告を書き込む人がいます。こうした投稿が見つかったら、大勢の警察官が警戒にあたらなくてはならなくなったり、犯行の対象とされた企業や機関が通常の営業を行えなくなったりするなど、多くの人に迷惑をかけてしまいます。そのため、実際に犯行を行うかどうかにかかわらず、犯罪としてあつかわれます。



インターネット上の投稿はすべて、「いつ・どこで・どの機器から投稿したものか」という記録が残されているため、匿名の投稿でも投稿者の特定は可能です。



インターネット上では、軽い気持ちで行ったことで、自分が加害者になってしまうこともあります。そのことを子どもたちに理解させ、匿名であっても誹謗中傷や犯行予告などの不適切な書き込みをしないこと、他者のアカウントは絶対に使わないことを意識してインターネットを使うよう、指導していくことが大切です。